

---

# 福生市と事業者との 包括連携協定に関するガイドライン

---

令和8年3月  
企画財政部企画調整課



---

# 目次 Agenda

1	目的	2
2	市の考え方	2
3	包括連携協定について	3
4	包括連携協定締結の要件	4
5	包括連携協定締結までの流れ	6
6	協定の有効期間	7
7	包括連携協定の解除	7
8	連携協定・覚書締結状況調査の実施	8



---

# 1 目的

本ガイドラインは、社会課題の解決や持続可能な地域の実現に向けて、意欲と実行力のある事業者と市が相互に連携していくために、包括連携に関する考え方や協定の締結基準、運用方法などを整理することを目的としています。

# 2 市の考え方

人口減少等やテクノロジーの進化など、社会状況の変化に伴い、様々な地域課題に対し行政のみで対応することは難しくなってきています。

本市は、令和7年3月に策定した「福生市行政改革大綱（第7次）後期推進計画」に基づき、市と事業者が対等な関係のもと、双方が有する人的・知的・物的リソースやノウハウを活用しながら連携し、複雑化・多様化する地域課題の解決や市民ニーズへの対応を図るため、事業者との包括連携を推進します。

# 3 包括連携協定について

## ① 包括連携協定

包括連携協定とは、特定の分野の事業を実施するために締結する協定(個別協定)とは異なり、市と事業者が抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

## ② 個別協定

個別協定は、具体的な個別事業や特定分野の事業を実施するために締結する協定です。

### 《包括連携協定と個別協定の分類》

種類	概要	要件	所管	協定名称の例
包括連携協定	「地域活性化」や「地方創生」分野を含みかつ多岐にわたる（3分野以上）包括的な取組を行うための協定	本ガイドラインに記載（P4）	企画調整課	「福生市と〇〇との包括連携協定」
個別協定（特定分野）	個別事業や特定分野の事業を実施するための協定	本ガイドラインを参考に担当課にて判断	担当課	「福生市と〇〇との△△に関する協定」
個別協定（複数分野）				「福生市と〇〇との△△に関する包括連携協定」

## 4 包括連携協定締結の要件

### 事業者の基準

- 1▶ 社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を、市と共通目標として捉え、その目標に向けて、自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること。
- 2▶ 次に該当する事業者でないこと。
  - ①代表者又は役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
  - ②会社更生法及び民事再生法等による手続中である団体
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
  - ④役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
  - ⑤公租公課を滞納している団体
  - ⑥本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
  - ⑦本市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
  - ⑧その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体

## 連携事業の基準

1 「地域活性化」や「地方創生」に関する分野を含み、かつ、次に掲げるの3分野以上の連携事業を実施（予定含む。）すること。

- ①子ども・子育て支援に関すること。
- ②健康増進・医療に関すること。
- ③高齢者福祉・障害者福祉に関すること。
- ④教育・文化及びスポーツに関すること。
- ⑤災害対策に関すること。
- ⑥地域の安全・安心に関すること。
- ⑦産業振興・情報発信・シティプロモーションに関すること。
- ⑧環境に関すること。
- ⑨その他市民サービスの向上に関すること。

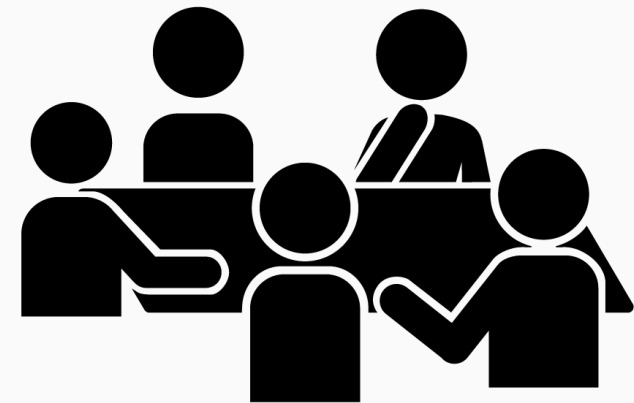
2 次に掲げる事業に該当しないこと。

- ①特定の事業者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
- ②事業者の利益誘導のおそれのある事業
- ③その他連携事業としてふさわしくないと市が判断する事業

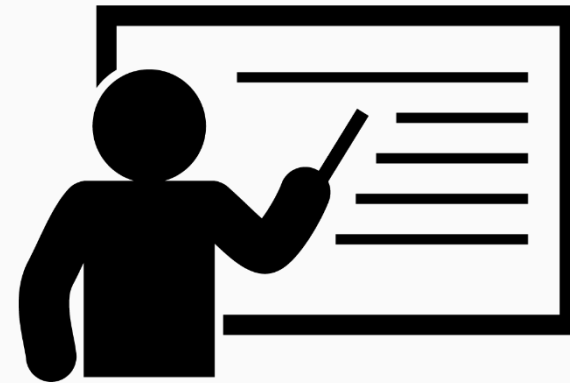
# 5 包括連携協定締結までの流れ ※個別協定においてもこの流れを参照



事業者から  
協定締結の提案



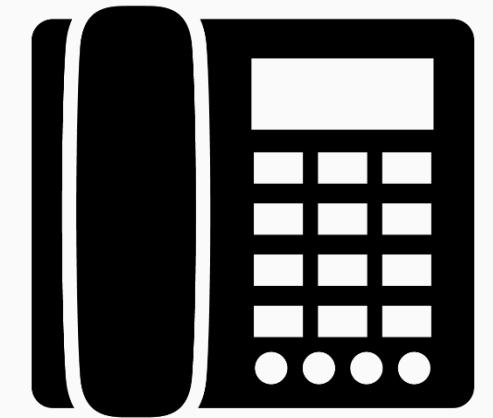
事業者と打合せ、  
連携事業の精査  
(場合により庁内意向調査)



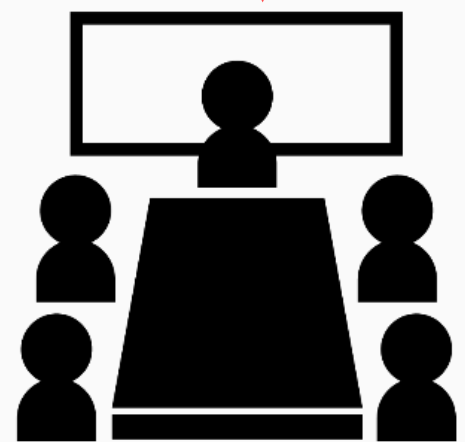
部長レク→理事者レク  
(協定の必要性の事前確認)



事業者及び法制係と  
調整の上、協定書等作成



事業者と協定締結式  
の日程調整



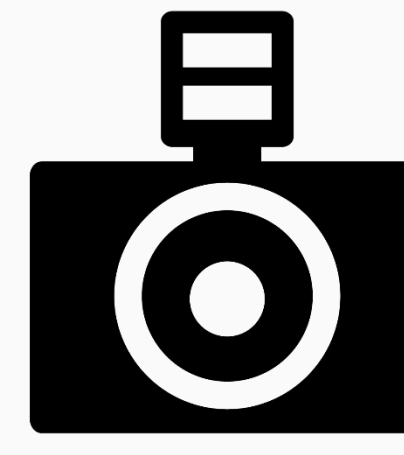
庁議への付議  
(協定締結の最終審議)



協定書等の起案  
(市長決裁)



議員周知  
(会派協議、議員メール等)



定例記者会見  
又はプレスリリース



協定締結式

---

## 6 包括連携協定の有効期間

- 包括連携協定の有効期間は、原則として締結の日から翌年度の3月31日までとします。
- 期間満了日の1か月前までに、市又は事業者から更新しない旨の申出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とします。

## 7 包括連携協定の解除

- 次のいずれかの条件に合致した場合、包括連携協定を解除することができるものとします。
  - ①将来的に連携事業を実施する可能性が低いと判断した場合
  - ②P4に記載する「包括連携協定締結の要件」を満たさなくなった場合

## 8 連携協定・覚書締結状況調査の実施

- 包括連携協定・個別協定に限らず、市全体の締結状況を把握し、整理を行うために、年1回程度「連携協定・覚書締結状況調査」を企画調整課にて実施します。
- 各担当課にて「新たに締結」又は「変更」した個別協定については、本調査における状況報告を求めます。
- 本調査の実施にあわせ、将来的に連携事業を実施する可能性が低いものは、協定締結の解除を検討するなど整理を実施します。



### 附則

- 1 本ガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。
- 2 本ガイドラインは、施行前に締結した包括連携協定については、遡及して適用しないものとする。